

大阪市告示第691号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 20 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 5 階

大阪市危機管理室危機管理課

電話 06-6208-7386

2 入札に付する事項

(1) 案件名称及び数量

大阪市災害重要拠点間無線通信ネットワーク構築・運用保守業務委託 一式

(2) 案件概要

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日（月）まで

(4) 履行期間

入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 令和 4・5・6 年度の本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理 01 システム企画・開発」または「10 情報処理 01 情報処理 02 シ

システム運用・保守」もしくは「10 情報処理 01 情報処理 04 情報処理サービス」で登録していること。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録がない者は、入札説明書のとおり、令和 6 年 5 月 31 日（金）までに必要な手続きを行い、その資格を認められた場合は、入札に参加することができる。

ただし、令和 6 年 5 月 31 日（金）までに資格審査申請を行わない場合は入札に参加することができない。

(5) 本業務を受注しようとする事業者は、平成 26 年度以降に、国、都道府県、特別区、政令指定都市、中核市において、有線と無線を組み合わせたネットワークに係る構築・運用保守業務を実施した実績を 1 件以上有すること（実施した期間が 1 年を超えている場合は現在実施中も可とする）

(6) その他、本市の入札・契約に係る規定を遵守できること

(7) 事業者が本事業を目的に共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を満たしていること。

(ア) 共同体を構成する事業者（構成員）は、全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。

(イ) 参加申請以後、代表者及び事業者（構成員）の変更は認めない。

(ウ) 構成員となるすべての事業者が、原則上記（１）から（４）及び（６）の基準を満たしていること。

(エ) 代表者とならない事業者（構成員）にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状（様式は自由）を提出すること。

(オ) 参加申出時に共同体の協定書（様式は自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者（構成員）の役割分担及び活動割合が記載されていること。

(カ) 本業務に単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び契約条項を示す場所

大阪市危機管理室ホームページ上及び担当部局（１に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から令和６年５月３１日（金）まで無償により交付する。

ただし、担当部局（１に同じ）における交付は、本市の休日を定める条例（令和３年大阪市条例第４２号）第１条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前９時から午後５時３０分までの間（ただし、午後０時１５分から午後１時までの間を除く。）とする。

(3) 入札参加申出書等の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

担当部局（１に同じ）

(4) 入札参加申出書等の受付期間

公告の日から令和６年５月３１日（金）午後５時３０分まで

(5) 入札参加申出書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

本入札は地方自治法施行令第１６７条の１０の２に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に基づき本業務に関する総合評価一般競争入札参加申出書及び提案書等関係書類を提出すること

(1) 入札執行日時 令和６年７月１日（月）午後２時００分

(2) 入札執行場所 大阪市役所本庁舎

ただし、大阪市契約規則（昭和３９年大阪市規則第１８号。以下「契約規則」という。）第２５条第２項に規定する郵便等（簡易書留郵便もしくは信書が扱え、送付履歴がわかるもの。以下「郵便等」という。）による入札の場合は令和６年６月２６日（水）午後５時３０分までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の 100 分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 入札説明書による

- (7) 落札者決定基準 入札説明書による

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申出書等を令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時 30 分までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。また、提出された申請書類の審査結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第 28 条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Construction and operation/maintenance work of wireless communication networks between important disaster bases
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:30 PM, 31 May. 2024.
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- ① In person: from 2:00 PM, 1 July. 2024.
 - ② By post: 5:30 PM, 26 June. 2024.
- (4) A contact point where tender documents are available:
Office of Emergency Management, The City of Osaka 1-3-20, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-7386
(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(危機管理室危機管理課)